

令和3年10月8日

令和3年度（第75期）
司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

司法修習開始までの準備について

皆さんが司法修習生として採用された場合、1年間にわたって司法修習を受けることになります。皆さんには、司法修習を終えた段階で、志望のいかんを問わず、幅広い法曹に共通して必要とされる法的問題の解決のための技法と思考方法、さらに、法曹としての職業意識や倫理観等を修得することが求められますが、限られた修習期間を充実したものとするためには、皆さんが修習開始までの間に十分な準備をしておくことが重要です。この文書は、そのような修習開始前の準備について説明するものです。

なお、以下の説明は法科大学院修了者以外の人にも当てはまる所以で、同様に準備しておいてください。

1 司法修習の中核は、生きた事件を素材として、法曹三者それぞれの実務を学ぶ分野別実務修習にありますが、そのいずれのカリキュラムも、皆さんが、法科大学院において法理論及び実務の基礎的素養等に関する教育を受けていること、その成果として、基本法について、実務を踏まえた形で論理的かつ体系的に理解していることを前提として行われます。

法科大学院において修得したこととされているこれらの理解を、修習開始までの間に再度確認するなどして、分野別実務修習において実践できるように備えておいてください。特に、法科大学院の授業では自学自修に委ねられていた点、例えば民事法・刑事法に関する体系的な基本書を読み込むことについても、改めて行っておいてください。

2 分野別実務修習に先立ち、導入修習が行われます。そのカリキュラムの構成等については別途お知らせしたとおりですが、その目的は、これらのカリキュラムを通じて、修習開始の段階の皆さんに、特に実務の基礎的素養等が大切であることについて理解を深め、自己に不足する知識や能力について認識する契機としてもらうことで、後の分野別実務修習が皆さんにとってより効果的なものとなるようになります。

もとより、導入修習のカリキュラムは、1の事前の自学自修が実践されていることを念頭に置いて策定されているわけですが、その自学自修の支援、ひいては、導入修習及び実務修習での円滑な学修に資することを目的として、司法研修所の各教官室から、修習開始までの間に取り組むべき課題が出されています。別紙第2－1から別紙第6－2までの各教官室からのガイダンスに従い、修習開始前に司法研修所の教材（手引、講義案等）をよく読み（どの資料を読み込んでおくべきかについては、各教官室からのガイダンスを参照してください。）、課題に真剣に取り組んでください。課題のうち、提出すべきものの内容、提出日等は、別紙第1のとおりです。課題の作成方法や提出方法・期限等を十分に確認し、漏れのないようにしてください。

3 同梱した「司法修習ハンドブック」も事前によく読み込んでおいてください。司法修習生には、将来法曹として責任ある立場に立つ者として、社会人としてのルール、マナーを守ることはもとより、率先して規範を守り、その範を示すことが求められます。「司法修習ハンドブック」には、そのような観点から司法修習生が留意すべき事項が記載されていますので、しっかりと頭に入れておいてください。

4 司法修習生に採用されるに際しての各種の事務手続についても、漏れがないように十分注意してください。このような事務手続を適正に遂行することも、社会人として当然のことです。特に、各種給付金については、期限までに必要書類を提出しないと支給を受けられなくなることがありますので、定められた期限を徒

過することのないよう十分に注意してください。

5 司法修習中にパソコン等を利用する場合には、情報管理や情報セキュリティ対策を徹底する必要があります。とりわけ、司法修習において取り扱う情報には個人情報が含まれ得るところであり、そのような情報が外部に流出することは厳に避けなければなりません。情報の管理にはくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における取扱いに関する定めを厳守するようにしてください。

なお、司法修習生が電磁的情報の取扱いに関して遵守すべきルールについては、別送する文書に整理してありますので、内容をよく理解しておいてください。事前課題をパソコンで作成する際は、同文書に定められたルールに準じて、情報の取扱いに留意してください。

6 新型コロナウイルスについては、まだしばらくは見通しがつかない状況が続くものと思われます。修習に当たっては、司法研修所や配属庁会から指示される感染防止対策を十分に理解して、これを確実に守ってください。また、今後の感染状況によっては、修習の内容等に変更が出る場合もありますので、司法研修所や配属庁会からの連絡には留意しておいてください。

7 以上のような準備を十分に行った上で司法修習に臨んでください。皆さんにとって司法修習が充実したものとなることを期待しています。

(別紙第1)

事前課題一覧表(提出を要するもの)

科目	掲載ページ	作成方法	提出期限	提出方法
民事裁判	9~11ページ	下記のとおり(ただし、5枚以内とする。)	11月12日(金)	チームズの[REDACTED]チャネルから「[REDACTED]」を利用して送信
民事弁護	17~25ページ		11月15日(月)	
刑事裁判	30~31ページ		11月11日(木)	
検察	36ページ		11月8日(月)	

記

司法修習生が電磁的情報の取扱いに関して遵守すべきルールについては、別送する文書に整理してありますので、事前課題をパソコンで作成する際には、同文書に定められたルールに準じて、情報の取扱いに留意すること。

◎ 事前課題の作成・提出要領

- 各自の使用するワード等のワープロソフトを利用し、A4版用紙1枚あたり962文字(字数37文字×行数26行)で事前課題を作成する。

なお、チームズで配布する「起案用書式」(上記文字数に設定済み)の利用を推奨する。

- 作成した事前課題については、チームズにサインインを行い、[REDACTED]チャネルの[REDACTED]

[REDACTED]
なお、「[REDACTED]」には、事前課題の内容を[REDACTED]組、番号、氏名等の確認事項が設問として設定されているため、必要事項を入力し、その内容に誤りがないかを確認した上で送信すること。

- 民事裁判の事前課題については11月12日(金)までに、民事弁護の事前課題については11月15日(月)までに、刑事裁判の事前課題については11月11日(木)までに、検察の事前課題については、11月8日(月)までに、提出する(期限までに必着のこと。持参及び郵送は受け付けない。)。

- 提出する課題の電子データについては、各自でも必ず保管しておく。

- その他、各教官室のガイダンスの中に特別の指示がある場合や追って指示がなされた場合には、これに十分注意し、その指示に従うこと。

民事裁判教官室からのガイダンス

1 修習開始に備えての準備

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的としています。

これらの能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。民事裁判修習における各種カリキュラムは、修習者が、民事実体法及び手続法について、法科大学院での学修等により既に実務を意識した体系的な理解を有しているものとして作成されています。再度、体系的な教科書等を熟読し、その理解を深めておいてください。

また、法科大学院における民事訴訟実務の基礎等で学修した要件事実の考え方、事実認定の基礎的事項及び民事訴訟手続を中心とした紛争解決の一連の手続についても、十分に理解しておくことが必要です。

修習開始前に、民事訴訟実務の基礎等で修得した事項の復習や導入修習の準備として、次の教材を熟読してください。

- (1) 「新問題研究要件事実」、「同追補」、「3訂紛争類型別の要件事実」及び「同追補」

要件事実についての基本的な考え方を解説した教材です。「新問題研究要件事実追補」、「3訂紛争類型別の要件事実」及び「同追補」は、平成29年法律第44号による民法改正（いわゆる債権法改正）に対応しています。

- (2) 「事例で考える民事事実認定」

事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを提示した教材です。導入修習のカリキュラム「民事事実認定の手法と留意点」（3(1)

エ) でも使用します。

- (3) 「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて」及び「同別冊記録」

争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えた教材です。導入修習のカリキュラム「民事第一審手続の概説」(3(1)ア)でも使用します。

- (4) 「民事総合 資料」及び「民事総合 実施要領」

導入修習のカリキュラム「民事総合1, 2」(3(1)ウ)で使用します。

[参考] その他の配付資料

「10訂民事判決起案の手引」は、民事の判決書について解説した教材です。「同別冊事実摘要記載例集」及び「同別冊事実摘要記載例集－民法（債権関係）改正に伴う補訂版－」は、要件事実の記載例をまとめたものです。いずれも、修習開始後に必要に応じて目を通せばよいでしょう。また、「学修用記録（民事裁判）第1号」、「学修用記録（民事裁判）第2号」は、自学自修するための教材です。使用方法については導入修習で説明するので、それまで目を通す必要はありません。

2 事前課題

1の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

3 民事裁判修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、法科大学院等で修得した要件事実の考え方及び事実認定の基礎的事項についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

ア 民事第一審手続の概説

「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて」及び「同別冊記録」を用いて、民事訴訟第一審手続の要点について解説する講義を行います。修習生の皆さんに質問しながら講義を進め、その中で模擬争点整理手続の実演もしてもらいます。

イ 即日起案とその講評

民事実体法及び要件事実の考え方についての理解を確認するため、修習記録を用いた即日起案とその講評を行います。

ウ 民事総合1, 2

「民事総合 資料」を用いて主張と証拠を分析し、グループごとに討論をした上で、模擬争点整理手続を実演してもらいます。

エ 民事事実認定の手法と留意点

「対話で考える民事事実認定－教材記録－」を用いて、民事事実認定の手法について理解を深めるための講義を行います。

オ 裁判修習に向けて

分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

(2) 分野別実務修習

ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、主張分析や事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が適宜の方法で行います。

(3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

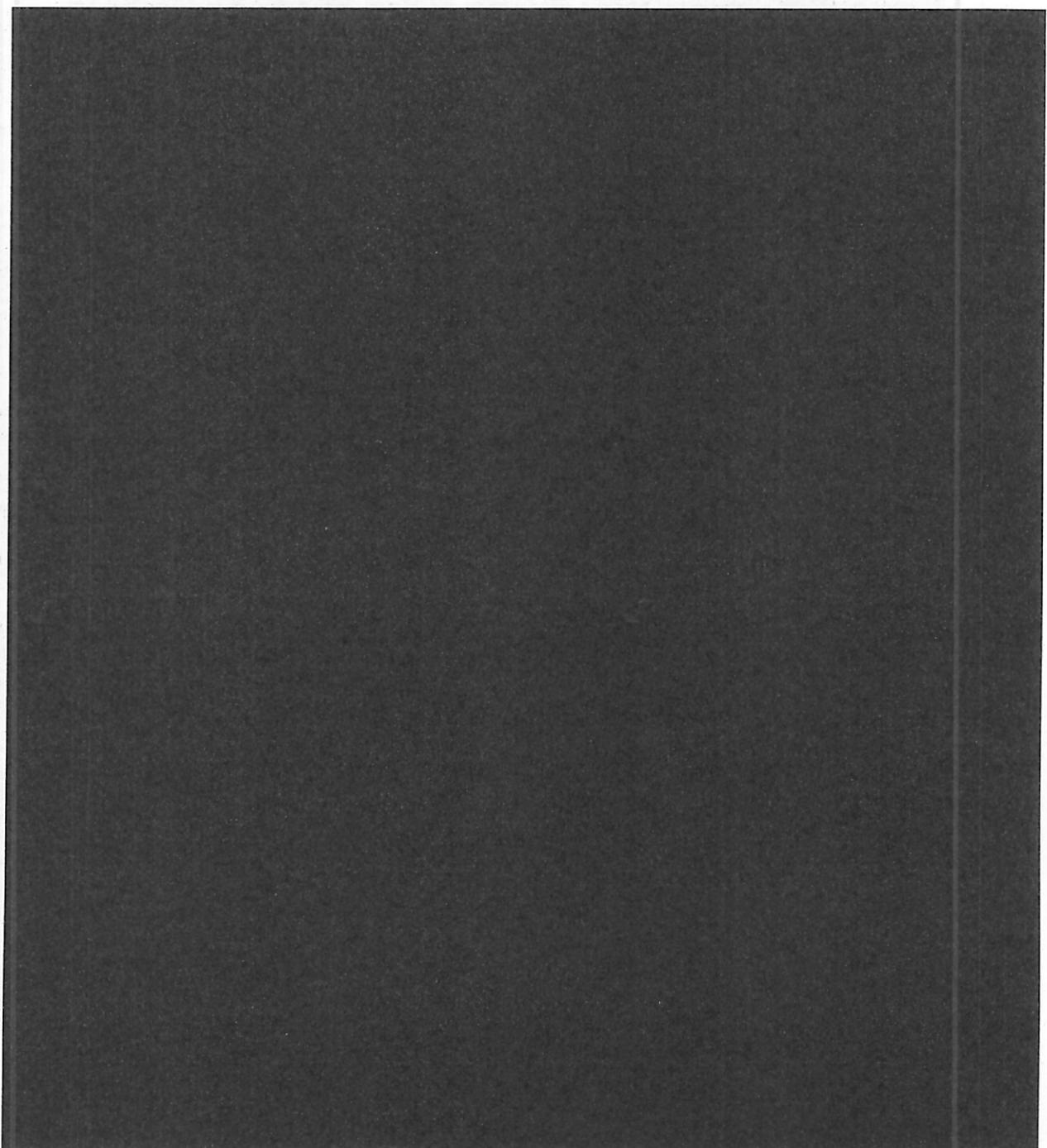
(4) 集合修習

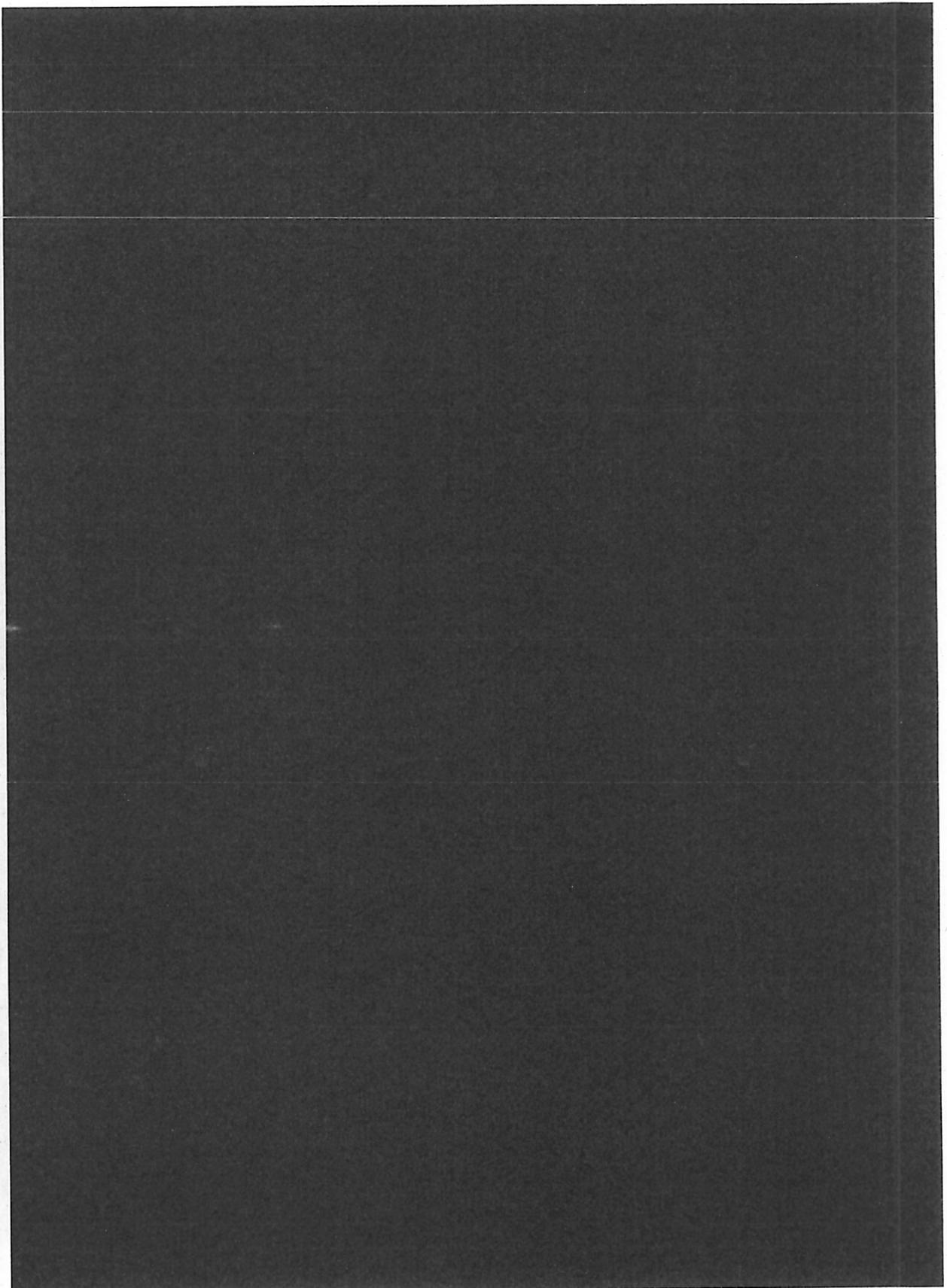
集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理等の演習を行います。

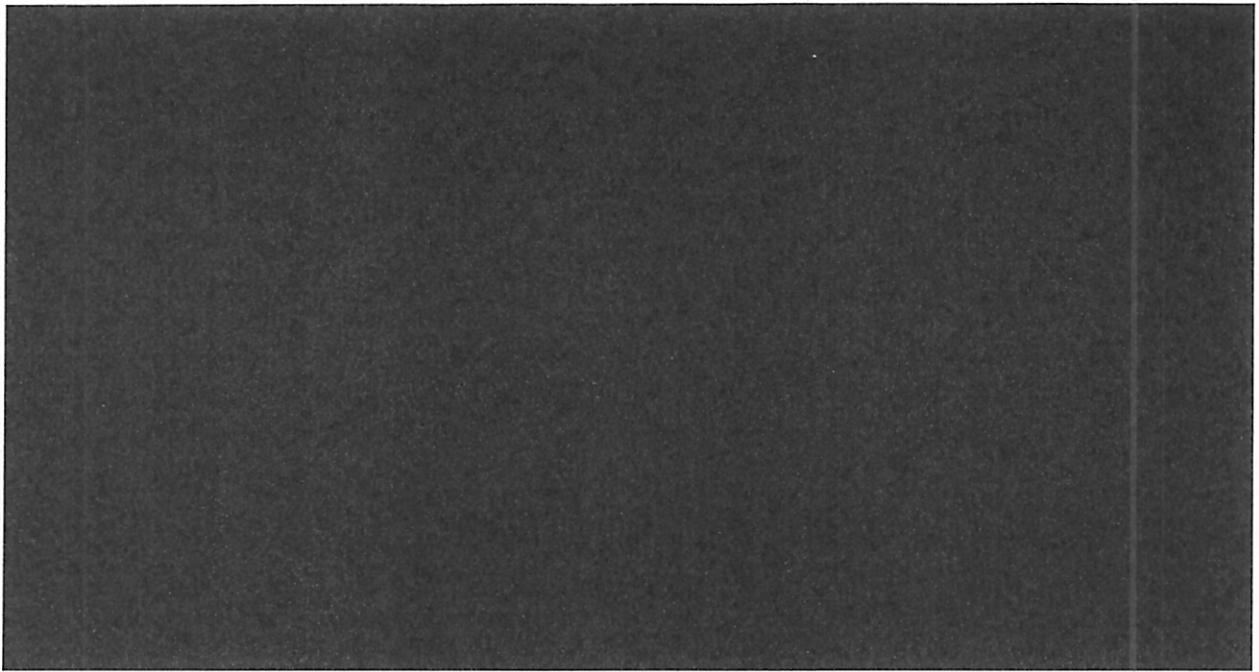
以上

(別紙第2-2) 第75期 民事裁判 事前課題

民事裁判事前課題







民事弁護教官室からのガイダンス

1 民事弁護修習の目的

民事事件を取り扱う弁護士は最も身近な法曹であり、その活動は民事訴訟手続等の紛争解決にとどまらず、多岐にわたります。企業の経済活動における法律問題への助言等、事前対策や紛争予防のための業務も重要な業務になっていますし、近時は企業や行政機関等で組織内弁護士として勤務するなど、弁護士の活躍の場も広がっています。その中で、法律の専門家である「弁護士」に対して求められる重要な役割の一つが、法的な紛争が生じた場合、訴訟の結果への見通しをふまえた法的な判断を行うことです。この判断を的確に行い、期待された役割を果たすためには、事実調査、法的分析、事実認定、書面や口頭での説得的な表現の各能力が必要です。そして、それらの能力は、民事訴訟等の裁判手続に直接携わらない法曹にとっても、いずれも重要な資質となっています。

民事弁護修習は、民事訴訟手続を軸として、皆さんのが法曹として活動するために必要な能力を修得してもらうことを目的としています。

幅広い弁護士業務を学びながら、弁護士業務の各場面で必要となる各能力の修得を意識し、主体的・積極的な姿勢で民事弁護修習に臨んでください。

2 修習開始に備えて

(1) 民事実体法及び手続法の理解

民事弁護修習は、大学や法科大学院で学んだ民事実体法及び手続法を理解していることを前提に実施されますので、修習開始までに、これまで学んだことを復習してください。典型的な論点については、きちんと確認しておくことが必要です。また、民事保全及び民事執行について、体系的に勉強したことがない修習生も少なくありません。「民事弁護実務の基礎～シナリオ民事保全・執

行～」を通読し、手続の流れを俯瞰するとともに、理解の十分でない箇所について、「民事弁護教材 改訂 民事保全（補正版）」「民事弁護教材 3訂 民事執行」を適宜参照して修習に備えてください。

(2) 民事弁護特有の視点

民事弁護実務においては、依頼者の立場に立った、当事者法曹としての視点が極めて重要です。「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて」を読む際にも、原告又は被告の代理人としての当事者的な視点を意識しながら、「8訂 民事弁護の手引（増訂版）」「7訂 民事弁護における立証活動（増補版）」の関係する箇所を参考しておいてください。

3 導入修習

(1) カリキュラム

別紙第3-2に各カリキュラムの概要を記載しておりますので、適宜参考にしてください。

(2) 事前課題

講義2では、別紙第3-3の民事弁護事前課題（民事保全・民事執行）その他に関する講義、演習では、別紙第3-5の民事弁護事前課題（和解条項）その他に関する演習を行います。問題文の指示及び別紙第1記載の作成・提出要領をよく読んで、所定の期日までに課題を提出してください。

(3) 講義・演習の事前準備

本冊子とともに送付される講義の実施要領を熟読し、事案を十分に検討して授業に備えてください。

司法研修所においては、民事弁護教官室と民事裁判教官室が民事共通科目を共同で実施しますが、民事第一審手続の概説においては「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録」の事案を用いて質疑応答や修習生に手続を実演してもらうことを予定しています。事前に事案を理解していないと十分な効果があがらませんので、「別冊記録」の事案を十分に検討してください。

4 分野別実務修習

分野別実務修習では、個別指導担当弁護士の指導の下、法律相談や事件処理の立会い、書面の起案などを通じ、民事弁護の基礎的な事柄を体得してください。単に与えられるものを持つのではなく、自主的に課題を設けて取り組む、個別指導担当弁護士に質問をし、自己の意見を述べて議論をするなど、主体的に取り組むように心がけてください。

弁護士の使命と職責、法曹倫理、公益活動などにも関心を持ち、弁護士が日常業務の中でそれらをどのように意識し、活動しているかについてもよく学んでください。

5 集合修習

集合修習では、司法修習の総仕上げとして、法曹として必要な基本的知識や技法、法的思考を身につけるための演習、起案等のカリキュラムが組まれています。

ここでは、分野別実務修習で学んだ事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭での説得的な表現能力などの定着を目指すとともに、法曹としての思考方法や倫理観などについても理解を深めていきます。

6 最後に

民事弁護教官室は、民事弁護修習を終えた皆さんに、法曹としての第一歩を自信をもって踏み出し、選択した道で大きく飛躍されることを願い、全面的にサポートしていきます。修習生の皆さんに司法修習という貴重な機会を生かし、大きな成果を得ることを願ってやみません。

以上

(別紙第3-2)

第75期 導入

民事弁護修習カリキュラムの概要

1 問題研究

(1) 問題研究1 (法律相談及び訴状作成準備)

法律相談及び訴状に関する講義,

(2) 問題研究2 (即日起案・訴状と証拠説明書の作成)

問題研究1と同じ事案について、訴状と証拠説明書の一部の即日起案。

(3) 問題研究3 (講評)

上記即日起案に対する講評、その他裁判上の書面（訴状、答弁書、準備書面、証拠説明書及び陳述書等）についての講義。

2 講義

(1) 講義1 (立証活動)

【】を題材として、弁護士として理解しておくべき基本書証の内容及び取得方法、裁判外・裁判上の事実調査及び証拠収集活動その他民事弁護実務における立証活動に関する講義。

(2) 講義2 (民事保全・民事執行)

【】、民事保全及び民事執行制度に関する概説。

(3) 講義3 (弁護士倫理・職責等)

弁護士自治及び弁護士の職業倫理に関する概説、事例の検討、並びに弁護士の職責等に関する講義。

3 演習 (和解条項)

[REDACTED]、並びに [REDACTED] の事案について訴訟上で和解する場合の条項案の検討等の演習。

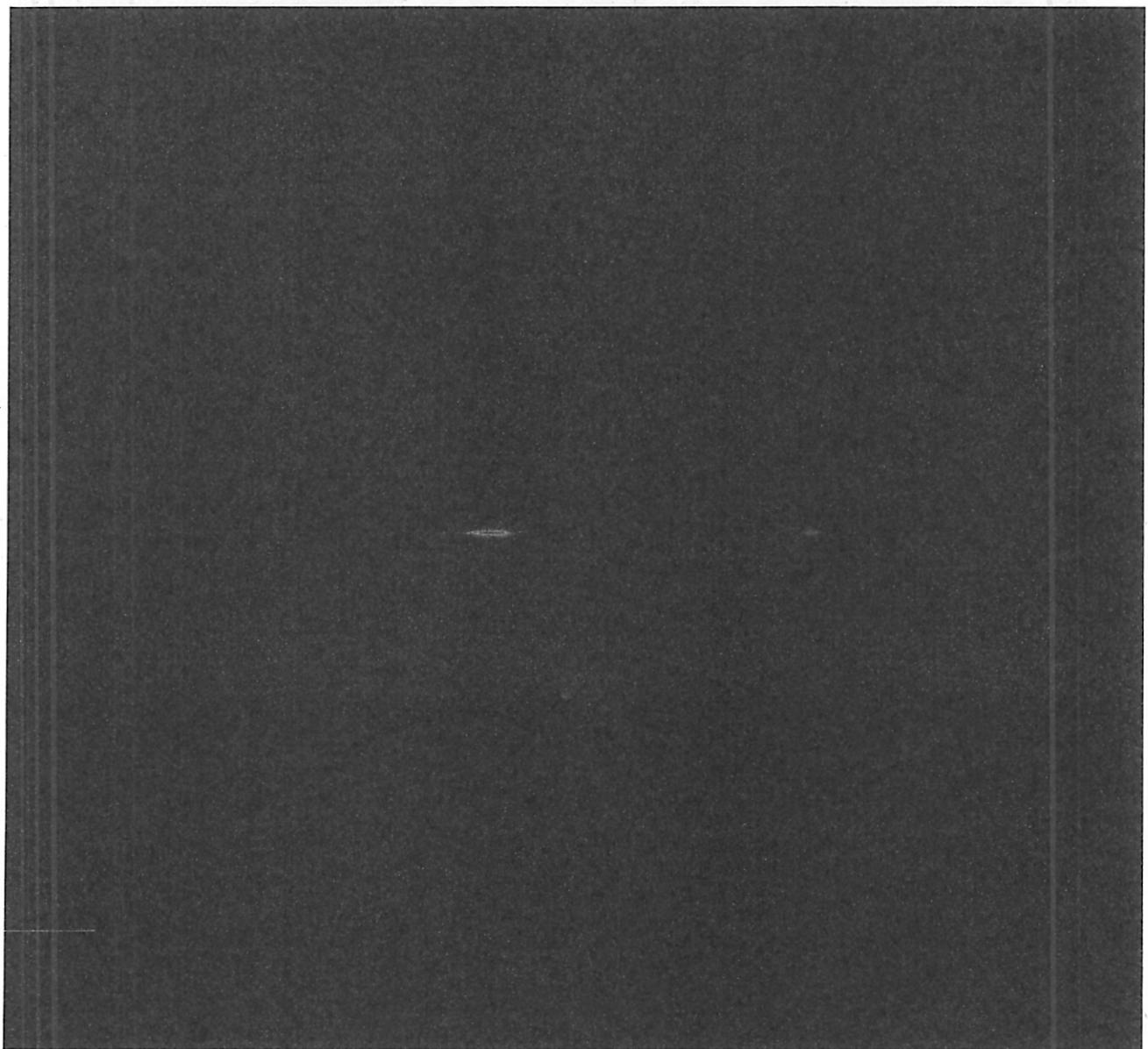
※ 民事共通（民事第一審手続の概説、民事総合 1・2）

民事裁判教官室との共催カリキュラム。詳細は、「民事裁判教官室からのガイダンス」（別紙第 2-1）参照。

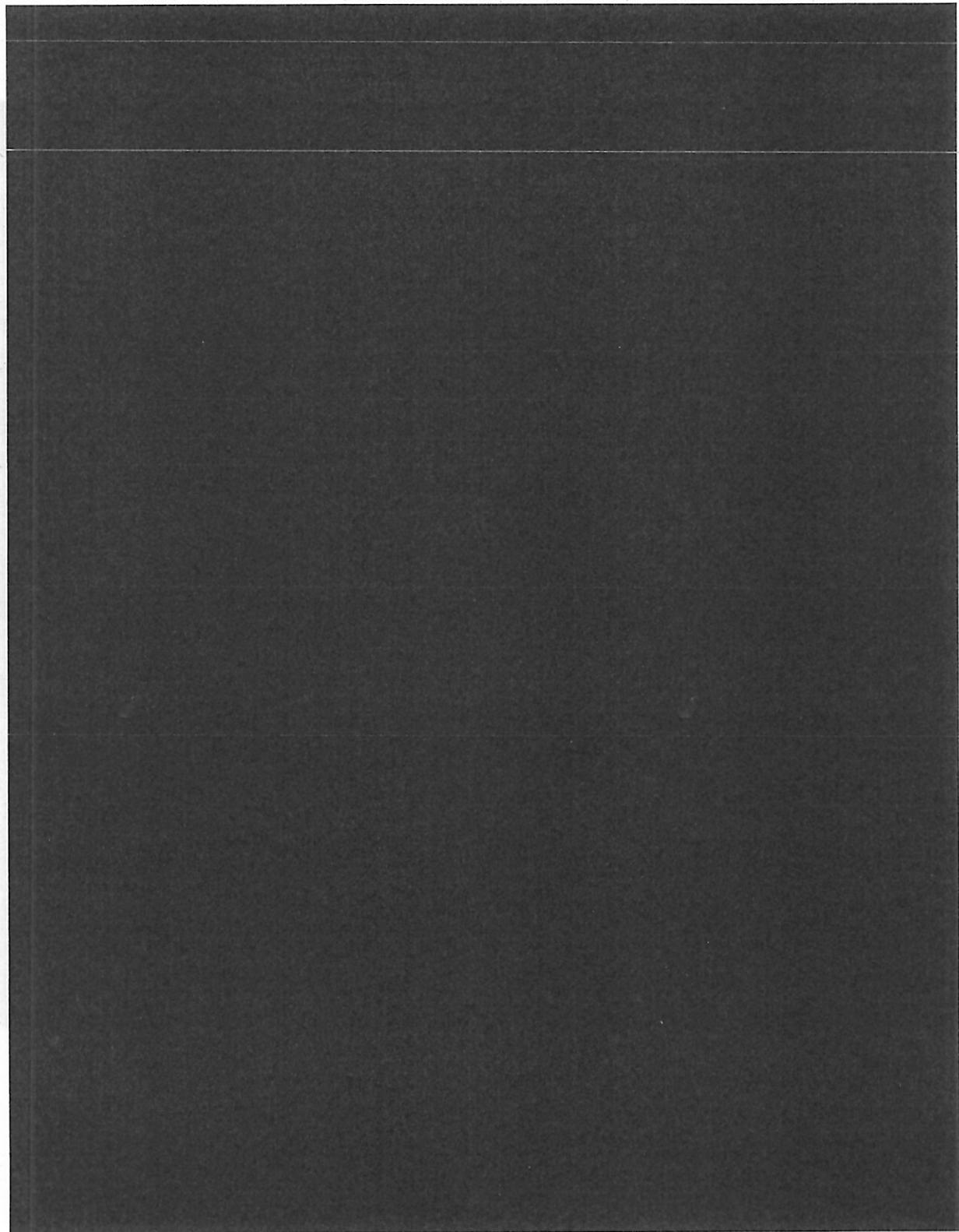
以上

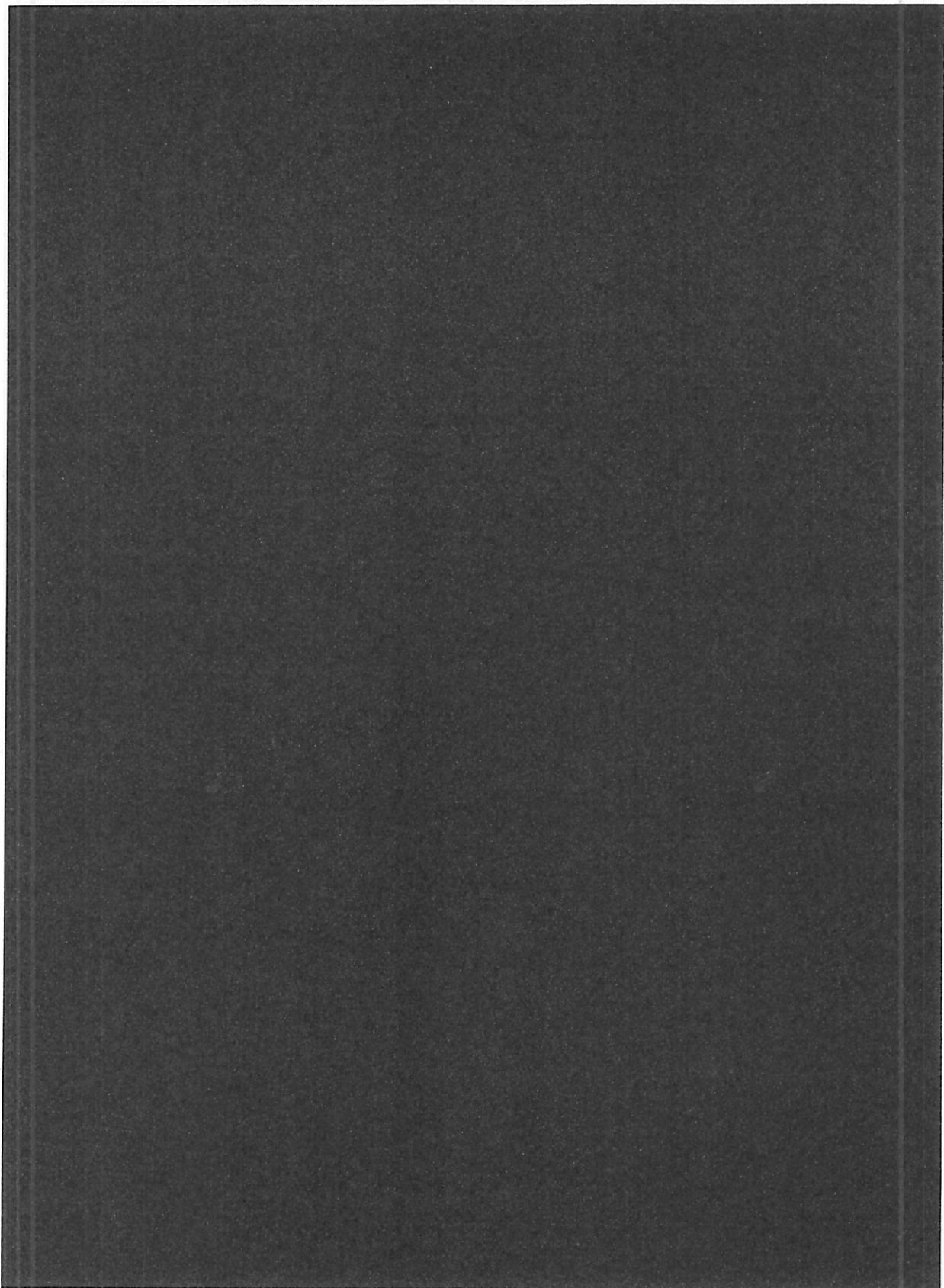
(別紙第3-3)

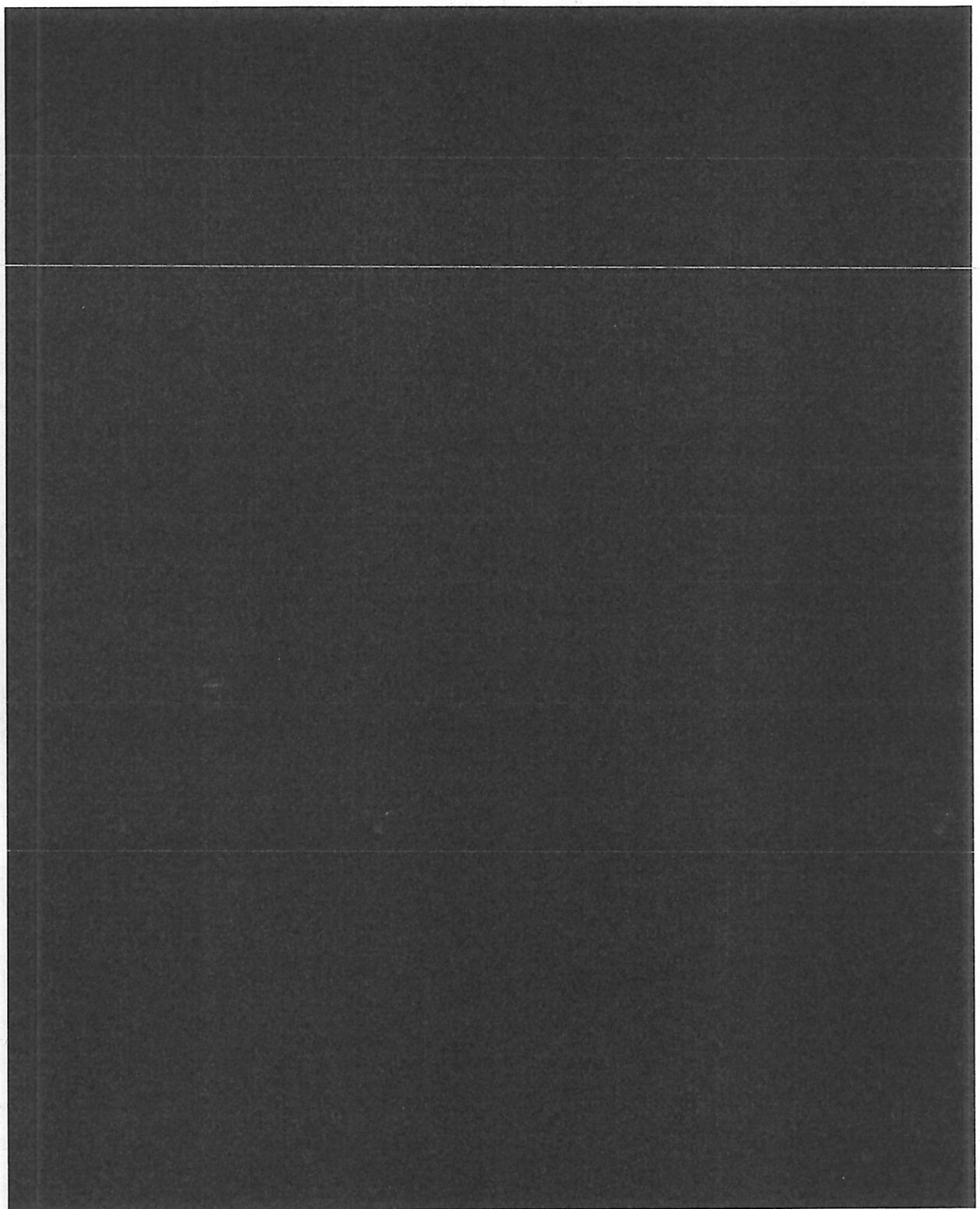
民事弁護事前課題（民事保全・民事執行）

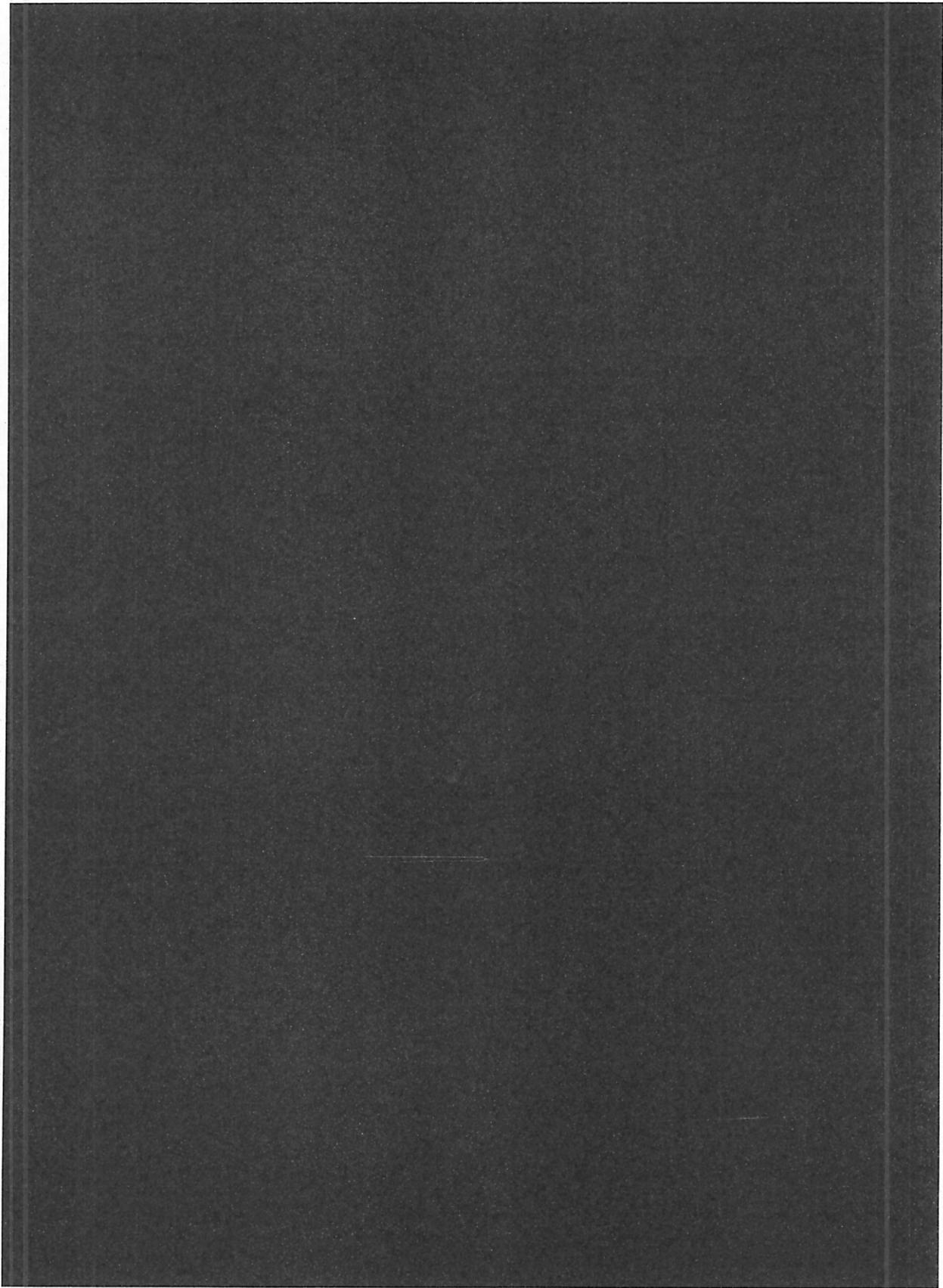


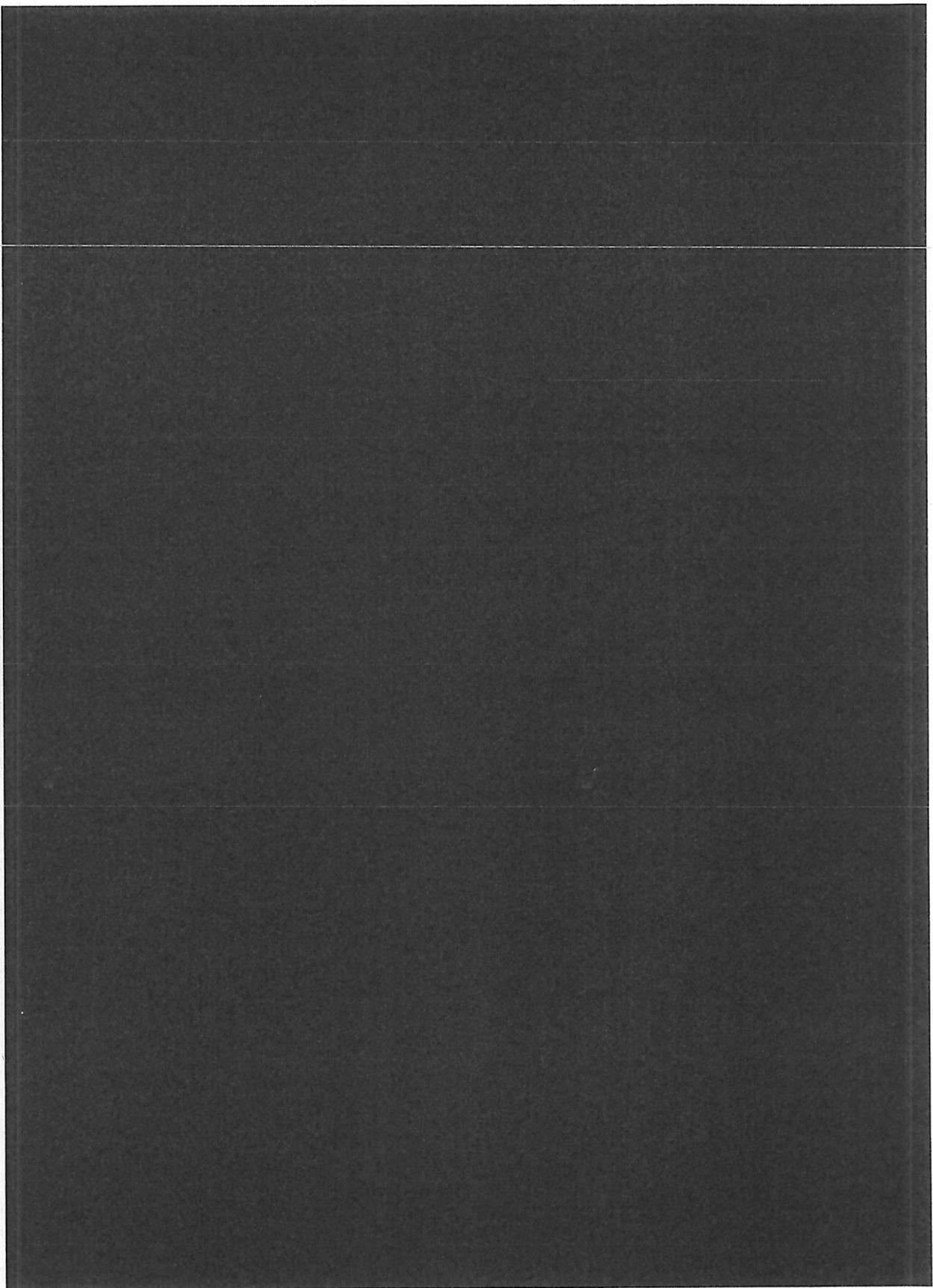
(別紙第3-4)

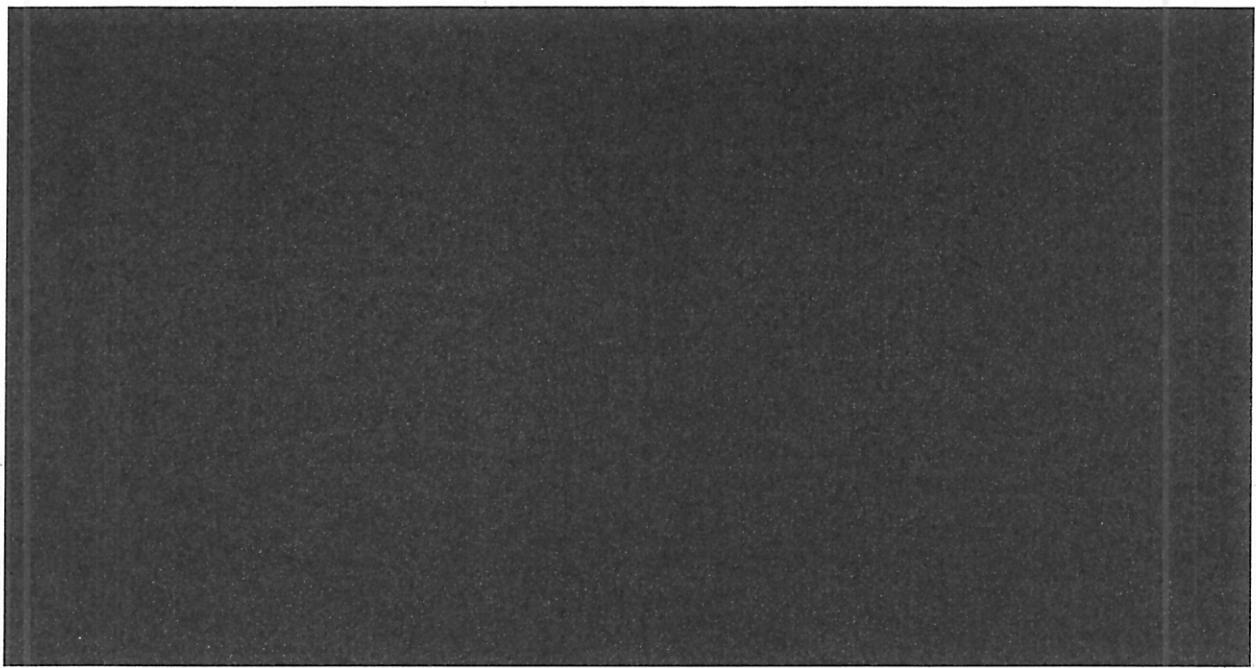




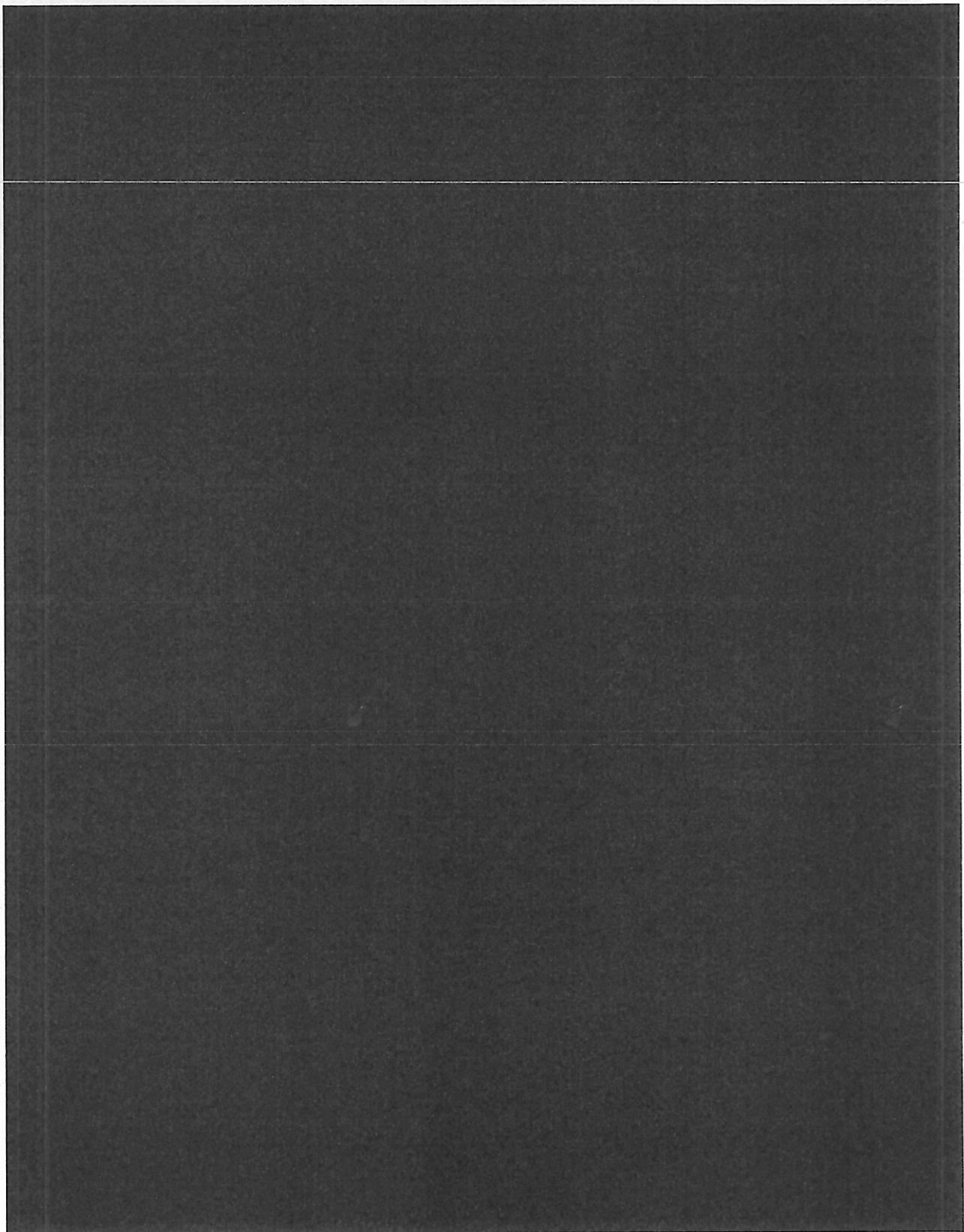


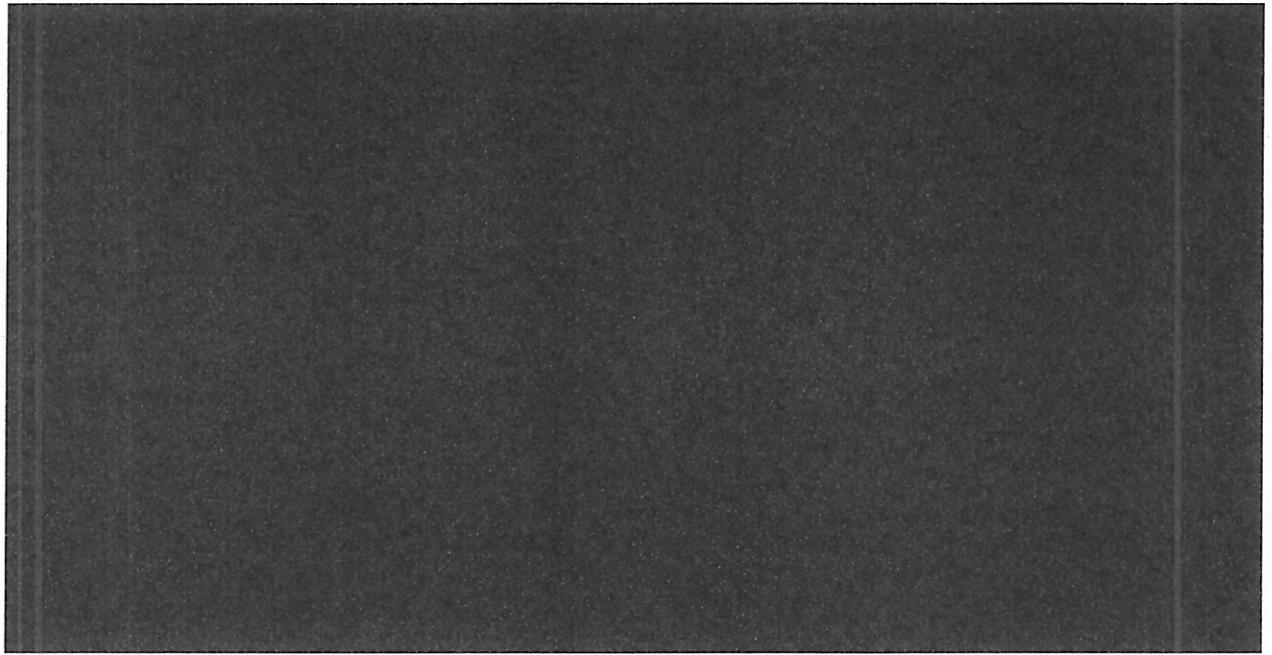






(別紙第3-5)





(別紙第4-1)

刑事裁判教官室からのガイダンス

1 修習の開始に当たって

刑事裁判修習は、皆さんが、法科大学院等で学んだ法理論教育及び刑事訴訟実務の基礎教育等により、刑法や刑事訴訟法等について、刑事実務を踏まえた論理的・体系的理解に達していることを前提に実施されます。司法修習を実りあるものとするため、修習開始までの間に、法科大学院等で学んだことを十分に復習するとともに、次の準備をしておいてください。

(1) 公判前整理手続及び公判手続の基本的な理解を深める。

配布資料「プラクティス刑事裁判」（「同（別冊）」はその参考記録）は、1つの事件を素材にして、公訴の提起から判決の宣告に至るまでの公判前整理手続及び公判手続の概要等を説明するとともに、当事者及び裁判所が、判決を見据えて、公判前整理手続及び公判手続で、どのような活動を行っているかを説明する教材です。

「プラクティス刑事裁判」を読み、当該事案において争点及び証拠がどのように整理されたのか、また、そのように整理された理由は何か、その過程における当事者の活動内容を理解しておきましょう。なお、公判前整理手続の各種の手続、例えば、証明予定事実記載書及び予定主張記載書面の意義や記載すべき内容、各種の証拠開示制度や証拠開示の要件、証拠決定に至る手続等は、修習の前提となる基本的知識に属する事項ですので、理解に不安がある人は法科大学院等で学修した内容を再確認しておきましょう。

修習では、その事案の事実認定に即した手続遂行や証拠調べを実践する前提として、刑事手続法の正確な知識や理解が必要になります。法科大学院等で学

修した公判手続の基本的な流れや、勾留・保釈などの付隨手續、例えば、罪証隠滅のおそれの判断手法等についても、改めて理解が不足している点がないかを確認しておきましょう。これらの点を含め、刑事裁判手續についての正確な理解に不安がある場合には、「プラクティス刑事裁判」に加え、適宜、配布資料「プロシーディングス刑事裁判」を参照しつつ、これまでに学んだことを復習し、不安の解消に努めてください（同資料は、上記「プラクティス刑事裁判（別冊）」を参照しつつ、刑事裁判手續の流れについて復習してもらうための教材です。）。

(2) 事実認定についての基本的な理解を深める。

配布資料「刑事事実認定ガイド」は修習生のために刑事事実認定に関する基本的な視点や考え方を説明した基本教材です。

後述する事前課題に取り組むに当たり、記録編を参照しつつ本編を通読し、事実認定の基本について研究しておきましょう。また、立証責任、要証事実、証拠構造（直接証拠型・間接事実型）、直接証拠・間接証拠・補助証拠の区分、証明力・推認力・信用性の区分、「疑わしきは被告人の利益に」の原則、合理的な疑いを超える証明等の法科大学院で学修することとされている基本概念等についても、理解に不十分な点があれば、必ず復習しておきましょう。

事実認定は、刑事実体法の的確な理解を前提として実践されるべきものです。修習では、刑事実体法について、事案に即して具体的な規範を導き出し、或いは認定の対象となる事実の法的意義を分析する前提として、その趣旨等に遡った理解が必要となります。このような観点も意識しつつ、刑事実体法についても復習しておくとよいでしょう。

(3) 法廷を傍聴する。

公判手續がどのようなものかを理解するために、実際の公判手續を傍聴することは有意義です。特に、法科大学院等において法廷傍聴の機会がなかった人は、許される状況であれば、近くの裁判所において、刑事事件の法廷を傍聴し

てください。裁判員裁判の開廷期日情報は、各地方裁判所のホームページの「見学・傍聴案内」からアクセスが可能です。

[参考] その他の配布資料

配布資料「処断刑等はどのように決まるか」は処断刑を導く上で理解すべき基本的事項を解説した教材、「平成27年版 少年審判手続について」は少年法及び少年審判の基本的事項を解説した教材です。これらについては実務修習以降において必要に応じて参照してください。

2 事前課題について

導入修習に向けた準備の一環として、別紙第4-2「刑事裁判事前課題」の指示に従って、【設問1】【設問2】を検討してください。

【設問1】については、「刑裁講義」（A班11月16日、B班11月15日）において討論を行います。別紙第1の指示に従って課題を提出した上、上記講義の際に課題のコピー及び配布資料「刑事事実認定ガイド」を手元に用意してください。

【設問2】についても、「刑裁即日起案・事前課題の解説」（A班12月2日、B班11月29日）において討論を行います。課題の提出は不要ですが、検討した際に作成したメモを手元に残すなどして、自分の意見が述べられるように準備してください。

3 導入修習について

- (1) 導入修習では、カリキュラムの履修を通じて、分野別実務修習がより充実したものとなるように準備するとともに、これまでに法科大学院等で学んだ実務の基礎知識等が十分修得できているかを確認し、不足があればそれをしっかりと自覚して、分野別実務修習に向けた自学自修のきっかけとすることが重要です。
- (2) 刑事手続については、導入修習における講義等を通じて、皆さんの導入修習開始時における理解度を確認し、その後の分野別実務修習において、刑事手続の理解をより深めることができる視点を提示します。また、刑事裁判教官室、

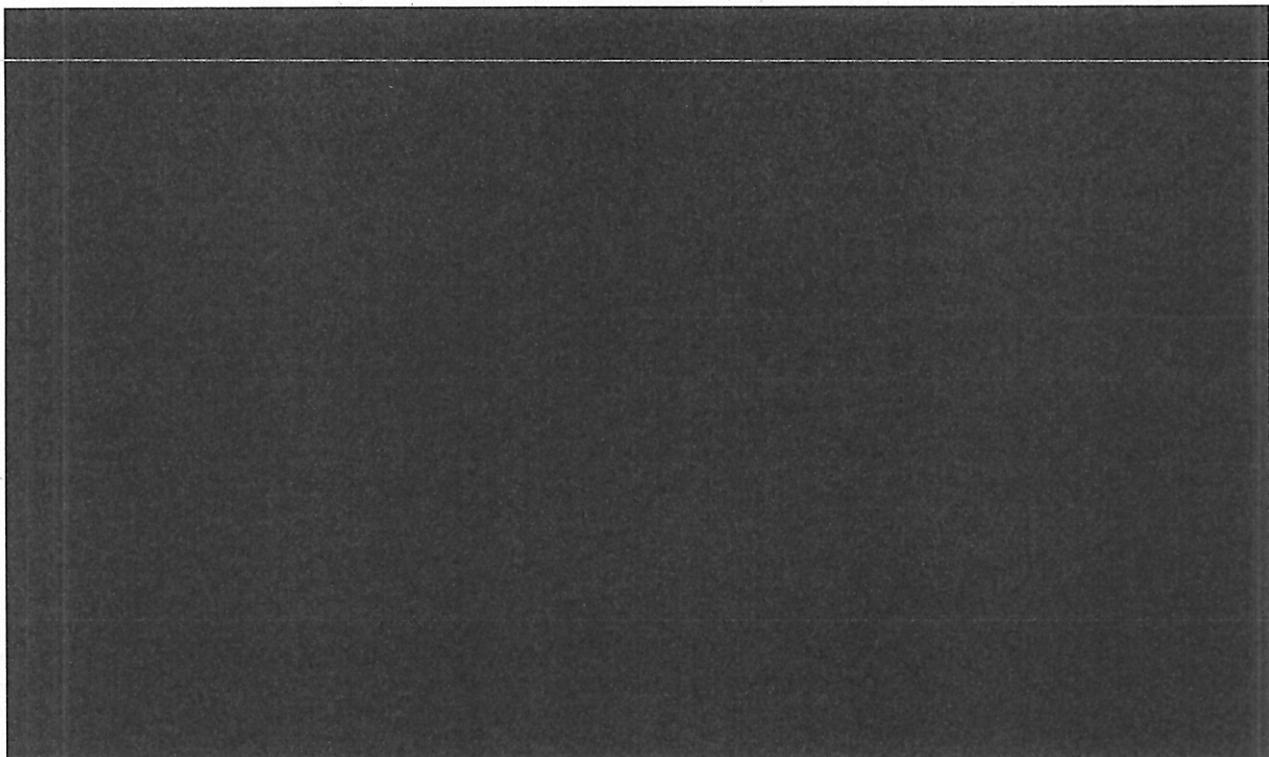
検察教官室、刑事弁護教官室合同のカリキュラムとして、公判前整理手続に関する演習及び勾留に関する問題研究を行います。

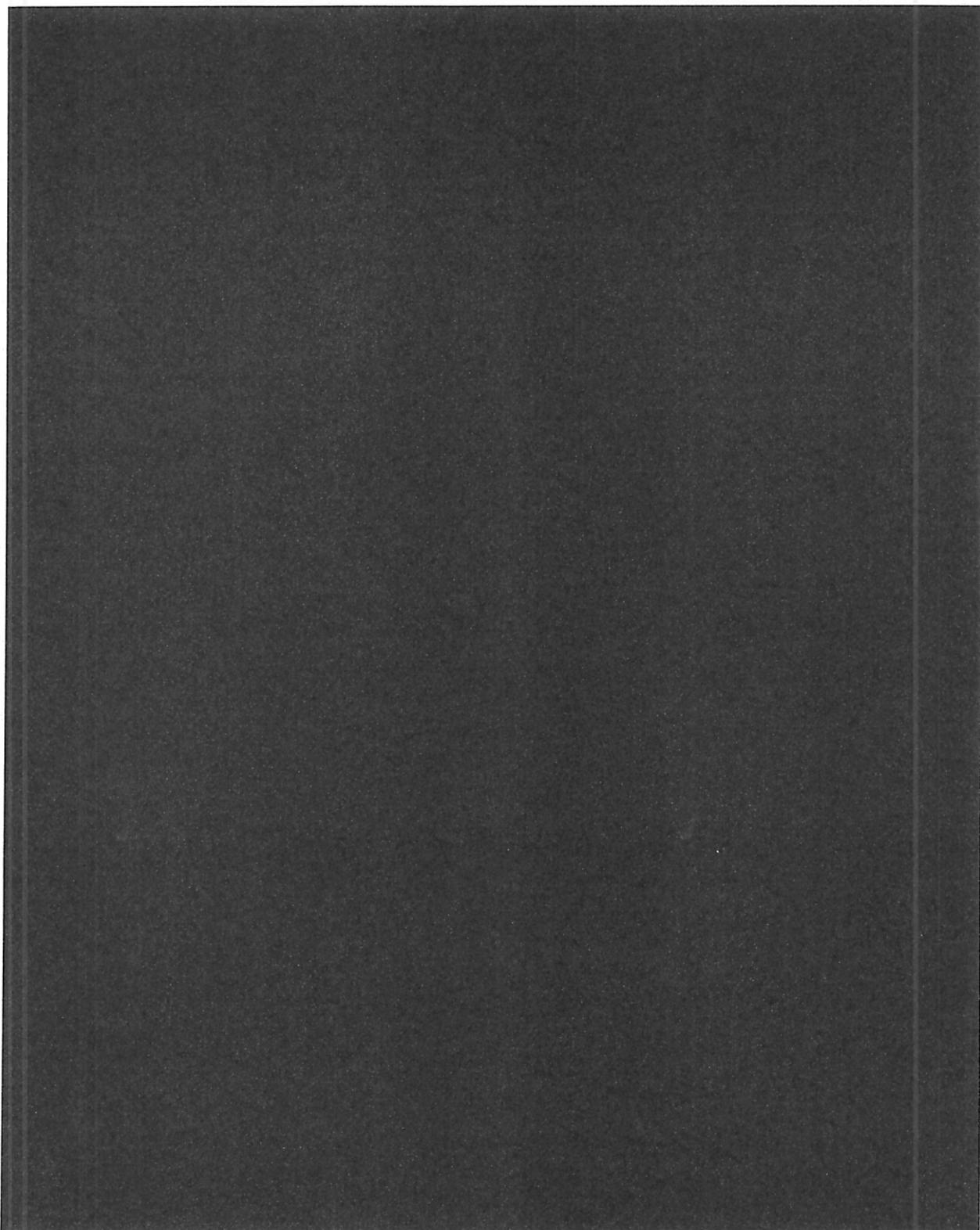
- (3) 事実認定については、皆さんの導入修習開始時における事実認定についての理解度を確認し、その後の分野別実務修習をより充実したものにするため、即日起案を実施します。

以 上

(別紙第4-2) 第75期 刑事裁判 事前課題

刑事裁判事前課題





検察教官室からのガイダンス

1 検察修習の目的と概要

検察修習では、司法研修所で実施される導入修習において、皆さんに充実した分野別実務修習を行えるよう、講義、演習等を通じて、検察官としての終局処分の考え方、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方など検察実務の概要を学んでもらいたいと考えています。また、終局処分については、実際の事件記録に基づいて作成した検察修習記録を用い、事実認定、法的評価等の検討・論述をしてもらう即日起案も実施することとしています。

次いで、配属庁で行われる分野別実務修習において、皆さんに、実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察実務について検察官の立場で修習することなどを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得してもらうとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解してもらいたいと考えています（選択型実務修習において捜査公判補完修習を選択した司法修習生には、その修習を通じて、分野別実務修習で修得した基本的知識や技法等の深化、補完を図ってもらいたいと考えています。）。

最後に、司法研修所で実施される集合修習においては、修習の集大成として、検察修習記録を用いた起案等を通じて、分野別実務修習で学んだ知識や経験等を体系的に結合させて、検察実務に関する理解を深め、法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げをしてもらいたいと考えています。

検察教官は、導入修習及び集合修習における指導を主として担当しますが、分野別実務修習中にも、検察修習記録を用いた全国一斉検察起案を実施し、皆さんの配属庁に出張してその講評等を行うこととしています。

2 修習開始に備えての準備

検察修習を実のあるものにするため、皆さんには、導入修習に先立ち、以下の準備を行ってください。

(1) 刑法、刑事訴訟法の理解を深めること

検察教官室及び配属庁では、皆さんに、刑法及び刑事訴訟法に関する基礎的な知識と理解を有していることを前提にカリキュラムを編成していますので、刑法及び刑事訴訟法の基本書を再読するなどして、体系的理解を深めておいてください。

(2) 「検察終局処分起案の考え方（令和元年版）」及び「令和3年版検察講義案」の読み等

「検察終局処分起案の考え方（令和元年版）」は、皆さんに行う検察起案の考え方やその記載方法等につき、具体的な事例を基に詳細な解説を加えている資料ですので、必ず熟読して理解しておいてください。

また、「令和3年版検察講義案」は、検察修習の基本的手引となるものです。特に、第2章「捜査」、第3章「事件の処理」は、分野別実務修習において具体的な事件を取り扱う前提となる重要な事項が記載されている部分ですので、刑事訴訟法、同規則等の法令と対照しつつ目を通しておいてください。「令和3年版検察講義案」は導入修習、分野別実務修習及び集合修習における起案において使用することができますが、書き込み（下線及びマーカーを引くことは除く。）があると使用することができませんので、書き込みをしないよう注意してください。

なお、「検察終局処分起案の考え方（令和元年版）」のうち、改訂前の「平成30年版検察講義案」を引用している箇所については、別紙第5-2の「読み替表」に従い、「令和3年版検察講義案」に読み替えて参照してください。

(3) 事前課題の検討、起案の提出等

検察教官室では、導入修習を実のあるものにするため、皆さんに別紙第5-3の「検察事前課題」と「第75期司法修習 検察導入修習講義 参考事例」

(以下「参考事例」という。)を配布します。「検察事前課題」に記載された要領に従い、「参考事例」を検討するとともに、「検察終局処分起案の考え方(令和元年版)」等を参考にしながら起案を作成して提出し、修習に備えてください。

(4) その他

事件処理の前提となる事実認定には、各種の経験則や論理法則が活用され、人間心理の洞察が必要不可欠です。皆さんには、法律学以外の分野、特に、隣接する諸科学、文学等にも十分関心を払い、広い視野を持てるよう努めていただることを期待しています。

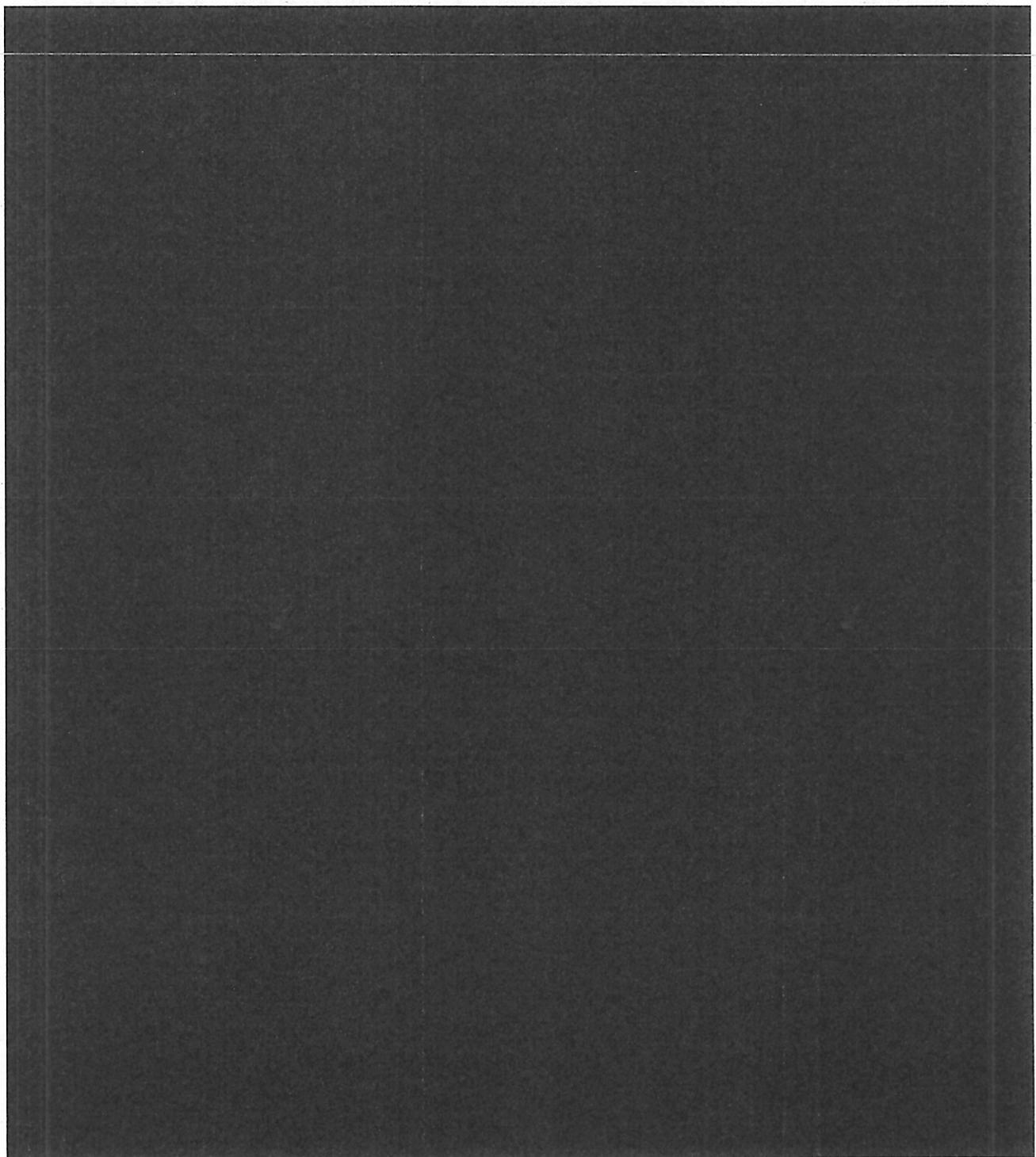
以上

(別紙第5-2) 読替表

該当箇所	読替前	読替後
6頁 注3	検察講義案(平成30年版)第3章第2節第1, 1(2)「公訴事実」(81頁以下) 及び同付録第4「起訴状等の記載例」(240頁以下)	検察講義案(令和3年版)第3章第2節第1, 1(2)「公訴事実」及び同付録第6「起訴状等の記載例」
7頁 注4	検察講義案(平成30年版)第3章第2節第1, 1(3)「罪名及び罰条」(87頁以下)。なお、罪名は、原則として、検察講義案(平成30年版)付録第3「罪名表」(233頁以下)に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。	検察講義案(令和3年版)第3章第2節第1, 1(3)「罪名及び罰条」。なお、罪名は、原則として、検察講義案(令和3年版)付録第3「罪名表」に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。
8頁 注6	検察講義案(平成30年版)第3章第2節第2, 2(2)ク「事実及び理由」(110頁以下)及び同第1, 1(2)「公訴事実」(81頁以下)参照。	検察講義案(令和3年版)第3章第2節第2, 2(2)ク「事実及び理由」及び同第1, 1(2)「公訴事実」参照。
12頁 注14	その他の証拠についても、検察講義案(平成30年版)付録第7の3の略語表(294頁)と同程度に略記してよい。	その他の証拠についても、検察講義案(令和3年版)付録第9の3の略語表と同程度に略記してよい。
21頁 注35	ただし、違法性、有責性等の要件は、これを充足している場合には、特にこれを記載するまでもないが、過剰防衛、心神耗弱等の場合には、これを記載する取扱いとなっている(検察講義案(平成30年版)第3章第2節第1, 1(2)・81頁参照)。	ただし、違法性、有責性等の要件は、これを充足している場合には、特にこれを記載するまでもないが(検察講義案(令和3年版)第3章第2節第1, 1(2)「公訴事実」参照),過剰防衛、心神耗弱等の場合には、これを記載する取扱いとなっている。
31頁 注55	検察講義案(平成30年版)第4章第8節第2, 4「求刑」(176頁以下)	検察講義案(令和3年版)第4章第8節第2, 4「求刑」

(別紙第5-3) 第75期 檢察 事前課題

検察事前課題



刑事弁護教官室からのガイダンス

1 刑事弁護修習の目的

弁護人は、刑事事件の全ての段階において、被疑者・被告人の権利・利益を擁護するため、最善の弁護活動に努めなければなりません。

弁護人が最善の弁護活動を行うには、公判審理前に、ケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを説得する論拠）を確立することが重要です。

ケース・セオリーを確立した弁護活動を行うためには、公判審理を見通して、事実を収集し、収集した事実を法的に分析・検討し、同分析・検討を踏まえて説得的に表現する能力が必要となります。

証拠により証明した事実をもとに人を説得するために必要なこれらの能力は、法廷実務家である弁護人の活動に必要なだけでなく、幅広い分野の法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力であるといえます。

刑事弁護修習においては、具体的な刑事事件に基づき、ケース・セオリーを確立する弁護活動を学んでもらい、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてもらうことにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得してもらうことを期待しています。

2 刑事弁護修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、分野別実務修習において刑事弁護活動を見る際の視点を持つもらうため、以下のカリキュラムを実施します。

ア 否認事件

二つの具体的な否認事件をもとに、段階的に弁護活動を体感するカリキュラムを組んでいます。

具体的には、一つ目の否認事件を題材として、①刑事弁護演習1（起訴前弁護）において、初回接見における事情聴取及び取調べ対応についての助言の検討、②刑事問題研究（勾留）において、身体拘束からの解放に向けた弁護活動のカリキュラムを実施します。二つ目の否認事件を題材として、①刑事弁護即日起案において、公判前整理手続段階における弁護活動、②刑事弁護演習2（即日起案解説・否認事件）において、即日起案の解説及び公判を想定した弁論及び証人尋問の準備のカリキュラムを実施します。

そのほか、刑事三教官室合同のカリキュラムとして、刑事共通演習基礎（公判前整理手続）があります。

イ 量刑事件（量刑が争われる事件）

量刑が争われる裁判員裁判対象事件をもとに、刑事弁護演習3（量刑事件）において、行為責任を基礎とする量刑判断に沿う弁護活動（弁論等）のカリキュラムを実施します。

（2）分野別実務修習

弁護実務修習の中核は、指導担当弁護士による個別修習にあります。

指導担当弁護士の指導のもと、現実の刑事事件をもとに、ケース・セオリーを確立する弁護活動を経験し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてきてください。

接見及び起案については、以下の点に留意してください。

ア 接見

身体拘束されている被疑者・被告人との接見は、弁護実務修習の中で特に重要です。

現実の被疑者・被告人と接することから学ぶものは極めて大きく、同一の被疑者・被告人か複数の被疑者・被告人かを問わず、可能な限り多数回の接見を経験することを期待しています。

そして、接見後は、①追加して事情聴取すべきことはないか、②当該事件

において適切な取調べ対応についての助言は何か、③身体拘束からの解放のためどのような手続をとるか等を自ら考えた上、これらの点について、指導担当弁護士と議論してください。

イ 起案

指導担当弁護士と相談した上で、現実の刑事事件をもとに、準抗告申立書、検察官に対する処分についての意見書、保釈請求書、弁論要旨等を起案するようしてください。

そして、起案後は、同書面をもとに指導担当弁護士と議論してください。

弁論を検討するにあたっては、①指摘する事実が事実認定又は量刑判断にいかなる意味を持つか、②意味を持つとしてどの程度か、③説得的に表現できているかに留意してください。

また、裁判所や検察庁への提出書面以外にも、指導担当弁護士と相談した上で、弁護活動検討メモを起案するようしてください。

そして、起案後は、同メモをもとに指導担当弁護士と議論してください。

(3) 集合修習

集合修習においては、ケース・セオリーを確立する弁護活動を学んでもらうことにより、皆さんが分野別実務修習で学んだ成果を深化・発展させることを期待しています。

集合修習の起案においては、弁護人が公判前整理手続中に保有する情報と資料（①被告人からの事情聴取メモ、②起訴状、証明予定事実記載書、③検察官請求証拠その他の開示証拠、④弁護人が収集し証拠調べ請求する証拠等）を編綴した記録を用いて、公判の証拠調べを想定した弁論を起案してもらうほか、「弁護人が検察側証人の反対尋問において獲得すべき事実は何か。」といった弁論以外の弁護活動に関する起案をしてもらいます。

起案の解説においては、弁護人がケース・セオリーを確立する作業として、①収集した事実が事実認定又は量刑判断にいかなる意味を持つか、②意味を持

つとしてどの程度か、③説得的に表現できているか等に重点を置き、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてもらいます。

3 修習開始までの準備

(1) 刑事弁護活動については、配布資料「刑事弁護の手引き」を熟読し、そのポイントを理解しておいてください。「刑事弁護の手引き」は、刑事弁護教官室の指導内容の骨子を整理した第1章と、刑事弁護修習の心構えをまとめた第2章からなります。また、配布資料「みんなでつくるケース・セオリー」を通読しておいてください。この教材は、具体的な事件の検討を通じて、ケース・セオリーの確立の過程を体験できる構成になっています。

刑事事実認定については、刑事裁判教官室の配布資料「刑事事実認定ガイド」を熟読し、その基本的な視点や考え方を研究しておいてください。

刑事実体法・刑事訴訟手続については、各自が学んできた刑法・刑事訴訟法研究者の教科書及び判例等を再読し、これまで学んだことを復習しておいてください。

(2) 刑事弁護の事前課題は、別紙第6-2のとおりであり、初回接見において被疑者から事情聴取すべきことを検討してもらいます(書面提出は求めません。)。

導入修習の最初に行われる刑事弁護演習1（起訴前弁護）においては、複数の修習生を弁護士役として模擬接見を実施しますので、十分な検討と準備をしてください。

4 刑事弁護の責任

弁護人は、法律専門家として最善の方針は何かを検討し、それを被疑者・被告人に説明し、その納得を得て決定した方針に従い、最善の努力を尽くした弁護活動を行わなければなりません。

弁護人が最善の努力を尽くさなければ、あるいは最善の努力を尽くせなければ、憲法上保障された被疑者・被告人の弁護人依頼権は、実質的には弁護人によって侵害されてしまいます。

刑事弁護には、それだけの重い責任があります。

弁護人は、この重い責任を果たすために、受任した刑事事件において、最善の努力を尽くした弁護活動は何か、最善の努力を尽くした弁護活動をしているか、考え続けなければなりません。

皆さんも、刑事弁護修習を通じて考え続けていく中で、この「責任」を果たすことに「やりがい」を感じるようになることを期待しています。

以上

(別紙第6-2) 第75期 刑事弁護 事前課題

刑事弁護事前課題

